

第24日

平成28年9月23日（金）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第86号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） ただいま議題となりました第86号議案ほか2件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第86号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定についてです。

本案は、災害対策基本法、大規模災害からの復興に関する法律等に基づき、朝倉市に派遣された職員に対し災害派遣手当等を支給することとしたいので、この条例を制定しようとするものです。

朝倉市が被災市になった場合の迅速な災害応急対策または災害復旧体制を充実、派遣を受け入れるために備えるための危機管理としての条例制定となります。

本委員会といたしましては、昨今、全国的に各地で災害が発生している中、朝倉市においても、災害復旧対策及び復興体制を整備する必要があること、また手当の支給額については、国家公務員等の出張等の旅費、日当を基準として、それに準じて決定されていることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第87号議案財産の取得についてであります。

本案は、朝倉市消防団への配属車両の更新に伴い、消防ポンプ自動車2台を購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求められるものであります。

本委員会といたしましては、消防車両の更新状況及び入札の状況等についてただし、審査を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、消防ポンプ自動車は20年で更新しているところであります。今回は第9分団と第16分団に配属するというところであります。

また、入札については、指名競争入札の方法で行い、入札の結果、落札した株式会社倉重ポンプ商会と契約を行い、2台で3,282万3,740円で購入するというところであります。

本委員会といたしましては、地域分団の実情、特性を考慮され、公正な手続によって購入価格、購入の相手方が決定されていることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第88号議案財産の取得についてであります。

本案は、平成30年4月に開校する杷木統合新設小学校の給食室整備における厨房機器を購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求められるものであります。

本委員会といたしましては、厨房機器の購入状況及び入札の状況等についてただし、審査を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、購入に際して必要なものの調査をし、食器等使えるものはそのまま使うが、新たに購入するものとして冷蔵庫、フードスライサー、オーブン、食器洗浄機等高価なものを含め、それぞれに必要な台数を購入するというものであります。

また、入札については、指名競争入札の方法で行い、入札の結果、落札した株式会社カジワラ商事との契約を行い、6,717万6,000円で購入するというものであります。

本委員会といたしましては、公正な手続によって購入価格、購入の相手方が決定されていることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第86号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第88号議案財産の取得について(杷木統合新設小学校給食厨房機器)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第70号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 今福勝義君登壇)

○環境民生常任委員長(今福勝義君) ただいま議題となりました第70号議案のほか6件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第70号議案専決処分について(朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について)です。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年8月1日に施行されることに伴い、朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例に生じる引用すべき条項のずれなどについて、規定の整理を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第72号議案平成27年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本会計は、地域改善対策の一環として、歴史的、社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の環境整備、環境改善を図るため、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金に対する貸付事業を実施していたもので、現在は住宅新築資金等貸付金の償還率向上を図ることを目的とし、償還を推進しています。

住宅新築資金等貸付金については、貸付利子額を含む貸付金総額19億1,190万4,000円から繰り上げ償還による利子減額、不納欠損額、平成26年度までの償還済み額及び平成27年度の償還額703万1,000円を差し引いた貸付残金は1億403万5,000円となっています。

執行部の説明によると、滞納者に対して毎月催告書を送付し、電話催告や訪問徴収による徹底した償還指導を行い、さらに償還意識に欠ける滞納者については、法定措置の検討も行ったとのことでした。

償還率の推移について執行部にたざしたところ、平成27年度末の累計償還率は94%、平成26年度末は93.5%、平成25年度末は93.2%のことから、年々償還率の向上が見られます。

本委員会としましては、収納未済額の内容についてより精査し、対応すべきとの意見もありましたが、執行部は滞納解消及び不納欠損に至らないように努め、成果も上がっていることから、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第74号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業を賄う事業勘定と朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定について、執行部の説明によると、国民健康保険被保険者数は1万5,021人と前年度平均に比べて約3.2%減少していますが、1人当たり療養諸費は40万6,000円で、前年度に比べ約2.2%増加しています。

歳入歳出決算状況については、歳入において国民健康保険税の決算額は5.2%増加していますが、これは平成27年度から国民健康保険税率が改正されたことによる影響だと思われるとのことでした。また、平成27年度の国民健康保険税の現年度分収納率は94.65%となっています。

歳出においては56.1%を保険給付費が占めていますが、平成26年度と比べて約0.9%減少しています。平成27年度の歳入歳出差し引き額は5億9,028万7,000円の歳入不足となっています。

次に、直営診療施設勘定については、歳入歳出差し引き額が747万8,000円となっています。

執行部の説明によると、平成27年度は老朽化による超音波診断装置の更新や医療事務レセプトシステムなどの導入が行われ、診療の効率化が図られています。平成27年度の外来受診者数は1万6,669人、誕生日健診者数は1,832人と、どちらも前年度を上回っています。

本委員会としましては、診療所においては、地域に根差した医療機関として、今後も市民の健康増進に寄与することを期待し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第75号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

後期高齢者医療制度の運営は、福岡県後期高齢者医療広域連合が資格の管理、保険料の決定、医療給付などの保険財政の中心的な業務を行い、市では保険料の徴収及び相談、各種申請及び届け出の受け付け、保険証の交付などの窓口業務を行っています。

執行部の説明によると、平成27年度の事業実績は、保険料の徴収業務について、新規加入者への口座振替の推進、保険料未納者に対する催促や催告を実施し、さらに分納誓約などの納付相談を行うなど、収納率向上に努めたとのこと。その結果、現年度分保険料収納率は99.6%と広域連合が定めている予定収納率99%を超えています。歳入歳出差し引き額は2,356万1,000円となっています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第76号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

介護保険制度については、市は要介護認定、保険給付を行い、その財源として必要な費用の半分を国、県及び市の公費負担で賄い、残りを被保険者から保険料を徴収し運営しています。

本特別会計については、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

執行部の説明によると、まず保険事業勘定については、平成28年3月31日現在の第1号被保険者数総数は1万7,392人、そのうち要介護認定者数は3,109人で、平成27年3月31日時点と比べ若干減少しています。高齢者人口が増加しているものの、要介護認定者数が減少したことにより、第1号被保険者の要介護認定率が減少しています。これは介護予防ポイント制度などの介護予防事業の効果も考えられるとのこと。

歳入においては、保険料が20.2%を占め、介護保険料現年賦課分の収納率は99.09%となっています。歳出においては、保険給付費が49億75万9,000円と全体の93.7%を占めていますが、保険給付費自体は平成26年度に比べ1.9%減少しており、歳入歳出差し引き額は7,445万円となっています。

次に、介護サービス事業勘定については、朝倉市地域包括支援センターあるいは委託先の居宅介護支援事業所において、要支援認定者のケアプランを作成しています。平成27年度の歳入総額は3,429万1,000円、歳出総額は2,351万円で、この差額は翌年度へ繰り越されとのこと。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第84号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、平成30年度からの国民健康保険財政制度広域化に向けた国民健康保険制度関係

業務準備事業費補助金が新設されたことにより、歳入において新たに国庫支出金に科目を設け、繰入金からの予算組み替えを行うものです。

執行部の説明によると、平成28年度は県にデータを送信する業務が発生し、そのシステム改修に要する費用とのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第85号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,279万1,000円を追加しようとするものです。

歳入は、介護給付費及び地域支援事業費の平成27年度の精算に基づく追加交付金と平成27年度の決算確定に伴う繰越金です。歳出は、平成27年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国庫支出金、県支出金及び社会保険診療報酬支払基金への返還金と介護給付費準備基金への積立金です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 今福勝義君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第70号議案専決処分について（朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第72号議案平成27年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第74号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第75号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第76号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第84号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第73号議案ほか8件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 稲富一實君登壇)

○建設経済常任委員長(稲富一實君) ただいま議題となりました第73号議案ほか8件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第73号議案平成27年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入歳出決算総額905万2,000円となっています。

簡易水道の設置箇所は7カ所、給水区域は7区域です。給水人口は248人で、年間総配水量は5万6,000立米となっています。

歳入は水道使用料、一般会計繰入金など、歳出は施設の維持管理費が主なものです。平成27年度については、矢野竹簡易水道の取水施設改良工事及び修繕工事、並びに寺内簡易水道のポンプ場の電極制御装置の修繕及び配水施設修繕工事などの補修を行い、全施設において水道法等の規定に基づく原水、浄水の水質検査を行うなど、水質管理に努めました。

審査に当たっては、今後、簡易水道の更新等を行う際に、現在の基金残高で十分であるのかを確認いたしました。

執行部によりますと、簡易水道も老朽化が進み、更新等を行うとなると、現在の基金残高では不足するとのことが予想され、不足した分は起債の借り入れで賄うことになるとの

ことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第77号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額22億8,088万9,000円となっています。

本会計は、筑後川中流右岸流域関連公共下水道、秋月及び朝倉地区特定環境保全公共下水道の事業推進と管理運営を行っています。筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業については、下水道管を8,183.7メートル布設し、37.34ヘクタールの整備を行いました。平成27年度末現在、全体計画面積888ヘクタールに対し、面整備率は61.3%の状況です。朝倉処理区特定環境保全公共下水道については265.5メートルの管路布設を施工し、朝倉中央浄化センターの長寿命化工事を行いました。雨水事業については、堤1号雨水幹線の136.7メートルの整備を行いました。

平成29年度から地方公営企業会計へ移行するために資産調査、評価等を行いました。

歳入は使用料のほか受益者負担金、下水道整備に係る国庫支出金、事業債の借り入れ、一般会計からの繰入金、歳出は下水道の建設事業費、維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

審査に当たっては、不納欠損及び収入未済を減らすための取り組み、秋月特環の接続率が伸び悩んでいる要因及び接続率のマイナスになっている要因を確認いたしました。

執行部によりますと、不納欠損及び収入未済については、収納対策課と連携を行うなど滞納整理には力を入れており、収入計画に基づき収納率を上げることを前提に、現年度分を確実に徴収して、余裕のある分で過年度分を減らすことを原則的に考えているとのことでした。秋月特環の接続率については、商店が多く、それらの接続は進んでいないことが影響しており、接続率がマイナスになっている要因としては、人口の自然減が影響しているとのことでした。いずれにしても、収納率の向上及び接続の推進については、今後とも啓発を行っていくとの回答を得ました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第78号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額3億9,752万8,000円となっています。

本会計は、整備が終了している6地区の農業集落排水事業、中島地区の小規模集合排水事業及び美奈宜の杜地区の地域排水処理事業の計8地区に係る下水道の維持管理業務を行っています。

施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化対策に取り組んでおり、平成26年度から

順次最適整備構想計画を策定し、27年度は残っていた2地区の策定を行いました。

また、平成29年度から地方公営企業会計へ移行するため資産の調査、評価等を行いました。

歳入は使用料収入のほか、長寿命化対策事業に係る補助金、一般会計からの繰入金、歳出は施設の最適整備構想策定業務委託料、窓口業務委託料及び企業会計移行委託料などの一般管理費、維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

審査に当たっては、接続率が低い地区への接続推進についての確認をいたしました。執行部によりますと、人口減により厳しい状況ではあるが、啓発については今後とも行っていくとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第79号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額2億7,964万7,000円となっています。

本会計は、下水道の集合処理区域外地域の市設置型合併浄化槽の設置、維持管理に係る事業です。平成27年度は甘木地域27基、朝倉地域1基、杷木地域19基の計47基の設置を行い、管理基数は合計1,407基となっています。

また、平成29年度から地方公営企業会計へ移行するために資産の調査、評価等を行いました。

歳入は分担金、使用料、浄化槽整備に係る国庫支出金、一般会計からの繰入金、歳出は建設事業費、維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第80号議案平成27年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額40万4,000円となっています。

烏集院工業団地の管理業務として、調整池及び緑地帯の市有地部分の草刈り及び工業団地からの放流水の水質調査などを行いました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第81号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

本事業は、昭和50年4月からキンビール株式会社福岡工場へ給水を行っているものです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は1億4,472万9,000円で、同工場からの水道

料金が主なものです。支出は1億1,738万3,000円で、職員7名分の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、減価償却費などが主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は1,027万8,000円で、両筑平野2期事業に係る負担金の一部をキリンビールが負担した額を受け入れたものです。支出は6,158万4,000円で、両筑平野用水2期事業の市の負担金、工業用水管詳細設計等業務委託費です。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,130万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補てんしています。当年度純利益は2,426万6,000円となり、当年度未処分利益剰余金も同額となりました。これを全額建設改良積立金として積み立て、処分後残高をゼロ円としています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によりますと、資金期末残高は5億3,700万7,000円となることです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第82号議案平成27年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は5億8,294万2,000円で、水道料金、加入金、長期前受金戻入、一般会計からの繰入金が主なものです。支出は4億8,975万1,000円で、職員6名分の人件費、浄水場や水道管などの修繕費、福岡県南広域水道企業団朝倉系送水施設建設負担金、県南水道企業団からの受水費、減価償却費、消費税の納付、企業債の利子償還などで、施設の維持管理に係る経費が主なものです。

年間有収配水量が前年度と比較して7万8,000立米ほど少なくなり、料金収入が減っていますが、この要因としては、水道料金の約22%は事業所で占めており、その中でも使用水量が多かった大口事業所が自己水源確保のためにボーリングを行ったのではないかとのことでした。

次に、資本的収入及び支出について、収入は5,342万4,000円で、旧杷木町分の企業債の元金負担金、両筑平野用水2期事業負担金の一般会計負担分、旧甘木市分の渇水対策事業に係る企業債償還金の元金など、一般会計からの繰入金が主なものです。支出は2億3,799万2,000円で、両筑平野用水事業2期事業の負担金、持丸浄水場のポンプ更新及び減圧弁更新工事費、配水管布設がえ工事費、企業債の元金償還などです。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,456万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしています。当年度純利益は8,474万2,000円となり、当年度未処分利益剰余金は同額となりました。これを全額建設改良積立金として積み立て、処分後残高をゼロ円としています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は11億3,261万6,000円となるとのことでした。

審査に当たっては、事業所の動向が本事業に及ぼす影響などを確認しました。執行部に

よりますと、料金収入の約22%を占める事業所の増減の影響は大きく、大口事業所を確保するために、商工観光課などと情報を共有し、企業進出の情報を入手して事前相談を行うとともに、開発の見込みのある堤千代丸線に先行投資して配管を行うなど、企業の受け入れ体制を整えておくべき努力を行っているとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第89号議案市道路線の廃止についてです。

廃止する路線は石の橋住宅4号線、延長88.3メートル、幅員3.9から4.2メートル、石の橋住宅5号線、延長84.1メートル、幅員1.6から3.8メートル、石の橋住宅6号線、延長65メートル、幅員2.1から3.6メートル、石の橋住宅7号線、延長60.8メートル、幅員2.1から2.9メートル、石の橋住宅8号線、延長31.6メートル、幅員3.8から3.9メートル、石の橋住宅9号線、延長42.3メートル、幅員3.7から4メートルの6路線です。

いずれも都市計画課が実施している松の木団地、石の橋団地統合建てかえ事業に伴い石の橋団地が除去、廃止されるため、団地内道路としての市道を廃止するものです。

本委員会では現地調査を行い、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。最後に、第90号議案市道路線の認定についてです。

認定する路線は日焼8号線、延長71.7メートル、幅員6メートルで、市道開発指導要綱により道路用地として寄附を受けたことに伴い認定するものです。

本委員会では現地調査を行い、認定基準に合致していることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第73号議案平成27年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり認定

されました。

次に、第77号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第78号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第79号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第80号議案平成27年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第81号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第82号議案平成27年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第89号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第71号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

(決算審査特別委員長 柴山恭子君登壇)

○決算審査特別委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第71号議案平成27年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

平成27年度の一般会計の決算は、歳入総額283億9,237万3,000円、歳出総額277億1,523万7,000円で、歳入歳出差し引き6億7,713万6,000円、実質収支では3億7,758万6,000円の黒字決算となっています。前年度に比べ、歳入は5.4%、14億5,638万9,000円の増、歳出は4.4%、11億6,282万3,000円の増、実質収支は1億7,501万8,000円の増となっています。

審査に当たっては、予算の執行が議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における予算審査、またはこれまでの決算審査の中で出てきた意見等の趣旨が十分生かされているかどうかといった観点から、鋭意審査を行いました。

本決算は、歳入面では、市税において法人市民税の税制改正による法人税割の引き下げ、固定資産税の評価がえに伴う減収等により2億400万円の減となり、地方交付税等において普通交付税については、地方交付税交付金の増等による減要因があったものの、人口減少等特別対策事業費の創設や公債費等の増となり、特別交付税と臨時財政対策債を含めると1億5,000万円の増となりました。

歳出面では、ふるさと応援寄附金やダム関連事業等に伴う利水者負担金等の積立金の増、秋月博物館建設事業、小中学校空調設備設置事業や小中学校施設の耐震化事業等の増となりました。また、平成24年度の豪雨災害等に係る復旧事業がおおむね終了した災害復旧費においては減となりました。これらにより、歳入歳出ともに前年度を大きく上回りました。

経常収支比率につきましては89.9%と昨年度より2.6ポイント下がっておりますが、今後も引き続き厳しい状況が続くと推測されます。

これらの状況の中、国の地方財政措置により財源として有利な事業の実施、合併特例事業債などの活用で後年度の一般財源の支出の縮減にも努められ、公共施設等整備基金、減債基金の積み立てや繰り上げ償還を行った上で黒字決算となっております。

普通会計の実質的な収支は5億1,900万円の黒字であります。合併算定がえによる優遇措置額が含まれています。この額は平成28年度より段階的に縮減されていきます。その縮減される額は、国の算定見直しにより小さくはなったものの、決して楽観できない額で

あります。

さらに、現在活用している合併特例事業債においても、限度額や平成32年度までの活用期限があることを踏まえ、今後優遇措置と合併特例事業債の終了を見据え、これに耐え得る財政運営が必要であると考えられます。

本委員会としまして、新庁舎建設事業や十文字公園整備事業、また社会保障費の増や人口減少等の対応を進めながら、有効な財源の確保や行政評価による行革、事務改善を行い、事業の優先性を考慮し、さらなる効率的な行財政運営に努めていただくことを期待し、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（浅尾静二君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第71号議案平成27年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） 私は、第71号議案について反対の立場で討論をいたします。

本議案に反対を表明する基本的対応としては、とりわけ庁舎整備に関する平成27年度決算について、平成27年8月に公表された朝倉市庁舎整備基本構想及び平成28年3月に公表された朝倉市庁舎整備基本計画、この基本構想及び基本計画策定のあり方において、新庁舎整備に当たっては、基本構想の理念に基づき、とりわけ人に優しい新庁舎の整備を図るべく基本的立場に立って、次に申し上げる6点の主な理由により反対討論をいたします。

まず1点目の理由としては、朝倉市庁舎整備基本構想を策定する以前の段階の極めて大きな問題として、甘木歴史資料館用地、県有地1万平米の購入に関する福岡県との事務折衝等において、福岡県との調整が確定しないままに甘木歴史資料館用地1万平米の購入を図ることを前提として、朝倉市庁舎整備基本構想の新庁舎整備計画として明確に位置づけを行い、そしてこの基本構想が平成27年8月に公表され、その後、平成28年3月に朝倉市庁舎整備基本計画が公表され、わずか半年もたたないうちに基本構想の概算事業費を登載した新庁舎整備計画の5つの比較指標、事業費目の内容が変更されたこと。これらの手順、手続、指標等は、朝倉市の行財政運営の羅針盤でもある朝倉市総合計画等の諸計画の根幹をも揺るがしかねない、極めて大きな問題と言わざるを得ないこと。

次に、2点目の理由としては、平成27年8月に公表された朝倉市庁舎整備基本構想の新庁舎整備計画における建築費ほか5つの比較指標、事業費目が合併特例債適用の対象事業

に該当することについて、市当局からは建築費が合併特例債適用の対象事業に該当することの説明がなされただけで、その後、平成28年3月の朝倉市庁舎整備基本計画が公表されるに至るまでは、その情報提供が全くなされなかったこと。このことは財政上、極めて有効な合併特例債を活用して、最小の経費で最大の行政効果の上がる新庁舎の整備を図るべく、甘木歴史資料館用地1万平米の購入の是非を十分に審議し判断する上において、その根幹を揺るがしかねない大きな影響を与えるに至ったこと。

次に、3点目の理由としては、前述の2点の極めて大きな基本的課題について、納得し得る十分な議論が尽くされないままに、平成28年3月に建設位置、甘木歴史資料館南側、配置方式、本庁方式集中型とする朝倉市庁舎整備基本計画が公表されるに至ったこと。

次に、4点目の理由としては、市当局の計画どおりに新庁舎整備を行った場合においては、現在活用している教育施設を初め福祉施設やピーポート甘木、また卑弥呼の湯や甘木町中心街方面等からの市民の流れ、動きとして、新庁舎とこれら教育施設等との間に甘木歴史資料館が挟まった状態の計画となることから、市民の皆さんが新庁舎を利用されるに当たって、特に天候が悪い日などには、屋根も何もない露天の中を雨風等にさらされながら、数十メートルも移動しなければならず、このようなことは市民にとって、とりわけ高齢者や身体障害者、また子ども連れ等の弱者、さらには甘木町中心街方面等からの利用者にとっては大変不便であり、極めて利便性が悪いこと。まさに市民にとって極めて重要な市民の流れ、動きに関する利便性のあり方について、平成28年3月に公表された朝倉市庁舎整備基本計画に明確に位置づけがなされている庁舎の建設位置の判断理由、その中にはそのことが一言も触れられていないこと。

次に、5点目の理由としては、新庁舎の敷地面積について、現在の庁舎の敷地面積は本庁舎と本庁舎別館の敷地面積合わせて6,155平米あるが、平成28年3月に公表された朝倉市庁舎整備基本計画における新庁舎整備の敷地面積は、甘木歴史資料館南側の倉庫用地約5,000平米弱を購入するだけの計画となっており、現在の庁舎の敷地面積と比較して約1,200平米程度も狭くなる計画となること。

この朝倉市庁舎整備基本計画に基づき新庁舎を整備する敷地面積約5,000平米に現在の庁舎の形式と建坪をそのまま当てはめた場合を仮定して、2つの方式で検証してみると、まず1つ目の方式として、新庁舎の玄関を市道側、第1駐車場側に向け、農協側に寄せて建てた場合には、庁舎の前面と庁舎の裏側の幅、距離をあわせても約80メートル程度の幅、距離の空間しかできないこと。また、庁舎の左右の幅、距離は全く確保できず、庁舎が敷地面積からはみ出し、購入する敷地面積の中には庁舎がおさまらない状態となること。

2つ目の方式として、新庁舎の玄関を市道側、第1駐車場側に向け縦長に建てた場合には、庁舎の前面と庁舎の裏側の幅、距離をあわせても50メートル程度の幅、距離の空間しかできないこと。また、庁舎の左右の幅、距離をあわせても約25メートル程度の幅、距離の空間しかできないこと。

以上、申し述べたように、朝倉市庁舎整備基本計画に基づき新庁舎を整備した場合、約5,000平米の敷地面積では極めて狭く、ゆとりがない実態となること。このような実態では、新庁舎整備敷地内における市民の駐車スペースの確保を初めロータリーの設置も困難で、さらには市内循環バスの乗り入れ等の交通アクセスも悪いなど、ゆとりのある快適な空間、環境の創出からはほど遠く、市民にとってわかりやすく使いやすい新庁舎とはなり得ず、このようなことは朝倉市庁舎整備基本構想の基本理念、基本方針である、とりわけ「ひとにやさしい庁舎」とはとても言いがたく、市民にとって極めて利便性が悪いこと。

最後に、6点目の理由としては、朝倉市庁舎整備基本構想及び朝倉市庁舎整備基本計画策定に関する平成27年度決算の成果状況と、その原因分析のあり方並びに朝倉市庁舎整備基本計画の運営のあり方について、前述で特に指摘を行った5点の極めて重要な課題に関しては、当然のことながら、平成27年度に執行した予算約1,600万円の総括において、成果状況と原因分析を行い、その結果を市民に知らしめることは申すまでもなく、行政運営の基本中の基本であるが、その極めて重要な成果状況と原因分析について、平成27年度朝倉市決算に係る主要な施策の成果説明書においては、何ら説明も記されていないこと。

さらに今後、新庁舎の建設位置等については、前述において特に指摘を行った、とりわけ現在活用している教育施設を初め福祉施設やピーポート甘木、また卑弥呼の湯や甘木町中心街等からの市民の流れ、動きの困難性、新庁舎敷地面積の狭隘性、この2点の検証結果から判断して、また平成28年3月に公表された朝倉市庁舎整備基本計画の変更の可能性が十分に考えられることなど、新庁舎整備の羅針盤である基本計画が不透明で計画に一貫性がないこと。

以上、申し述べた6点の主な理由に照らし、このたびの新庁舎整備は今日の厳しい財政状況下において、概算事業として約60億円という、市民または国民の貴重な多額の税金を投入させていただく上において、朝倉市庁舎整備基本構想及び朝倉市庁舎整備基本計画の策定のあり方は、平成27年度決算における施策の成果内容を検証する限りにおいては、市民の負託に応え得るまでには至っていない実態にあると言わざるを得ず、それゆえにこの基本構想及び基本計画の策定のあり方は、その体をなしているとは言いがたく、朝倉市庁舎整備基本構想の基本理念に基づく基本方針である、ひとなどにやさしい庁舎、災害等につよい庁舎、市民と行政等をつなぐ庁舎、この基本理念、基本方針の趣旨に沿った、これからの50年、百年の大計に合致、整合しているとは言いがたいこと。

以上の種々申し述べたことを鑑み、新庁舎整備に当たっては、いま一度、市民の目線に立ち返って、50年、100年先を見据え、大局的見地から総合的に再検討すべきであると判断しますので、第71号議案について反対討論いたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。7番堀尾俊浩議員。

○7番（堀尾俊浩君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

第71号議案は9月13日から16日までの4日間、決算審査特別委員会にて慎重審議がなさ

れております。また、執行部の説明を受け、質疑もなされ、平成27年度の決算は適正に処理されたものと認められます。さらなる経費節減を期待し、本決算は認定すべきものと考え、賛成討論とします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 今、朝倉市新庁舎建設についての企画書の写真、それが議員皆様も御存じのように、当初はお隣の市の写真であったことを思い出しました。

ところで、私の反対は、担当課に予算がないので学校の雨漏りは予算がついてから次年度に行ったということについてです。

反対の理由は、1番目に、縦割り行政について、2番目に、子どもの教育に対して重要性、優先順位の低さについて、そして3番目には、この決算審査にはチェック、評価の後のアクション、改善がないことです。

1番目の縦割り行政についてです。雨漏りは早く修理しないと木が腐れたり、しみが大きくなったりと修理費が加算してきます。担当課も頑張ってくれたことと思います。しかし、そのとき、担当課に予算がなかった。そこで雨漏りはそのままに放置するしかなかったのです。次年度の予算まで待てば、市民は決していい気持ちではないし、市も雨漏りが長引けば修理費が大きくなかします。担当課だけ頑張ってもだめです。縦割り行政の弊害です。

2番目は、子どもの教育の重要性、優先順位が朝倉市は低いということです。この決算において黒字だったことがわかりました。ほかの予算は余っていたことがわかりました。子どもが雨漏りの教室で勉強している。担当課の予算がなければ予備費を使うことが可能であろうと思います。しかし、子どもの教育に対しての優先順位が低く、そこまで考えがいかなかったのではないのでしょうか。雨漏りの教室でふるさとを誇れる人づくり教育は、いかなるものでしょうか。子どもたちが大きくなって、この朝倉に住もうと思うのでしょうか。朝倉市全市を挙げて取り組んでいるはずの人口をふやす政策に逆行するものだと考えます。

最後に、PDCAサイクルだと言われます。プラン、計画、ドゥ、実行、チェック、評価、そしてアクション、改善をして、それがぐるぐる回るという政策です。この決算審査はチェック、実行の評価をするところではないのでしょうか。そして、アクション、改善へとつながる決算審査でなければなりません。

私は、総括質疑において、1、縦割り行政の弊害の結果であること、2、子どもの教育、ふるさとを誇れる人づくり教育の優先順位が低く、予備費を使えないことを質疑しました。答弁は、現状のままで行くということでありました。私は、この決算審査で執行部が雨漏りの修理から縦割りの弊害と子どもの教育の重要性を気づいていただくこと、簡単に言えば、早く修理ができる組織改革を行うことを強く祈念して、反対討論といたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。5番鹿毛哲也議員。

○5番（鹿毛哲也君） 賛成の立場で討論いたします。

平成27年度は、まず予算を賛成多数で承認してきたわけですが、決算につきましても財政力指数で0.55と横ばいであり、また実質公債費比率も8.4と0.1ポイント改善しております。さらに、将来負担比率についても32.9で対前年度10.3ポイント、大幅に改善されています。このことから、何ら問題なく行政運営されていると認め、賛成討論いたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 第71号議案に関して反対の立場で討論いたします。

今決算に関して、不用額15億2,400万円が計上され、かつ繰り上げ償還2億6,000万円が計上されています。前年度の決算のときにも再度申し上げましたが、このような不用額、繰り上げ償還に関しても、市民の要望へ応えられるようなほうに回すべきだと私は考えますので、この第71号議案に関して反対をいたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 賛成の立場で討論させていただきます。

反対の皆さんのるるの御意見というのは、確かにこの議会の中で争点になった部分だというふうに思うんですが、私は決算委員会ですので、全体的なことを見て考えるべきだというふうに思っております。

資金を有効に使う、限られた予算を有効に使うというのは、確かに大切なことですが、我々には時間も限られております。合併特例債の期限というのは決まっておりますので、その中でアクションを起こして、物事を決定していかないといけないというふうに私は考えてます。

そういった中で、今、朝倉市としては大きな事業に取り組み、朝倉市の新庁舎に向けて話を進めていくタイミングだというふうに考えております。また、効率的にお金を使っていくという観点は非常に大事なことです。

そういった中で教育のことにしましては、小学校の問題に関しては二重投資の可能性もあるということでしたので、この場合については非常に慎重にやったというような議論がございました。この分も非常に理解できることですので、私は決して無駄に予算を消化したというふうには考えておりません。

最後に、償還につきましても、効率的に財源を有効に使っていくという部分では、決して間違ったことではないというふうに思っております。そういった意味で、もっと全体を見るということで、私は個々の議論はいろいろあったと思いますけども、私は全体を見て、この決算というのは反対するには当たらないというふうに思っております。そういった意味で賛成をさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浅尾静二君) 起立多数であります。よって、第71号議案は原案のとおり認定されました。

10分間休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務文教常任委員会に付託していた28請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇)

○総務文教常任委員長(堀尾俊浩君) ただいま議題となりました28請願第1号につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

28請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元にかかわる意見書の提出を求める請願書についてです。

本請願は、1、子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、2つの事項を求める意見書を国の関係機関に提出してほしいというものです。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、この件に関する国や県の動向について説明を受けたところです。それによりますと、平成27年5月に開催された第67回全国都市教育長協議会及び平成27年9月に開催された福岡県市町村教育委員会連絡協議会において平成28年度福岡県教育施策及び予算についての提言が決議され、要望書が国及び県へ提出されたとのことでした。

また、本年度も第68回全国都市教育長協議会において、義務教育制度の根幹を維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期することや、少人数学級や障害の多様化に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期することなどの決議がなされ、平成29年度文教に関する国の施策並びに予算に関する要望の提出が昨年同様に予定されているとのことでした。

執行部としてもきめ細かな指導の充実を図り、子どもたちの基礎学力の向上とあわせて教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、本請願の趣旨に賛同できるとのこ

とでした。

本委員会といたしましては、多忙な教職員の負担が軽減されること、また、教育は重要であり、国家が力を入れるべきと考えることから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、28請願第1号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げ報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、28請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。14番梶原康嗣議員。

○14番（梶原康嗣君） 私、反対の立場で討論させていただきます。

これ朝倉市に、我が朝倉市にとっては、この請願が正当なものかどうか疑念もありますし、また朝倉市にとっては立石ですか、一部は少人数学級ということではないですが、ほとんどの学校は複式学級を始めたところの少人数学級ではないかなという点が1点。

それから、内容を見てみますと、教職員に云々とありますが、内容について私にとってみれば不都合の部分もあるなというようなのが1点。

それから、この請願には関係ないと思いますが、毎年、毎年、この請願が出ております。紹介議員の方には、そういった教職員組合からお礼の言葉があつておるとは思いますが、私は、今まで全員の議員で請願を上げる中において賛成をしまいましたが、何らそういったこともない、事務局にもそういった、ありがとうございましたじゃないですが、そういったこともなされていないと、ただお願いをするだけというようなところで、私はこれが真剣にそういったものを捉えての請願かどうか、果たしてクエスチョンマークがつくということで反対をいたします。以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、28請願第1号は採択することに決しました。

次に、第83号議案の審議を行います。

それでは、第83号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 9月補正予算について反対の討論をいたします。

歳入、繰入金524万9,000円、地域交通体系整備基金繰入金、歳出、総務費で企画調整費524万9,000円とある、博多駅直通列車調査に関する費用について反対をいたします。

博多駅までの乗りかえなしでレールでつながっていくということは、市民が喜ぶだけでなく、朝倉市及び沿線市町村が大きく変わっていく大きな事業だと思っております。

がしかし、ホークス誘致で経験したように、みんながいい事業においては、裏側に大きな課題があるものです。今の時点でも事業主体である甘木鉄道から企画書、事業趣旨書など出ていません。何も無いのに沿線の皆様からの預かっているお金について、この場で議決をしていいものかと思っております。

私は、次の3点から、1、主体である甘木鉄道、2、朝倉市の政策と準備する財源が見えないこと、3、議会はホークス誘致の失敗をどうこの事業に生かしているのかについて反対討論をいたします。

1、事業をする甘木鉄道から何の資料もないことについてです。議会としてどうなのかと思いますが、調査費用約500万円で、どこまでJR九州さんが一緒にやろうと思っただけで調査ができるのだろうか。その審査すべき資料がないこと。

私なりに考えた課題について、議員の皆様に対してお渡ししていろいろと御意見を聞いてまいりました。しかし、甘木鉄道さんであれば、あの課題の経費の概算がわかってくるのではないかと思っております。そして、何に力を入れて調査をすればいいのか。約500万円というのは中途半端で、JR九州さんはこちらを向いてくれないのではないか。

この事業は朝倉市だけではなくて、沿線自治体を大きく発展させる可能性がある、大きな重要な事業だと思っております。もちろん市長の施政方針にも書かれています。なのに、事業資料が何もなく、甘木鉄道さんがどう熱く思って準備されてきたのか。そして、これからどう行動に移していくのかがわかりません。大切なお金を無駄に使うわけにはいけない。直通列車の実現性を含めて審査するのは、その前提の資料が全くないことについて、1点目を申します。

2点目、朝倉市の取り組む本気度であります。市は事業主体ではない第三者の立場であります。今さらに厳しい環境が出てきました。それはJR九州さんが10月に株式を上場することです。株主にも理解していただくような、JR九州にとってメリットのある政策と潤沢な予算が必須条件であろうと思っております。しかし、執行部には今、何かを準備しているようには見えません。予算は大丈夫なのでしょうか。絶対に直通列車を走らせるという思

いが伝わってまいりません。

3番目、私を含めて議員の方々は、企画書はもちろん、資料がゼロの中で、市民の要望とロマンを持って、この事業を推察していることだと思えます。しかし、この議場ではロマンだけではいかんと市長もお話しされました。議会はホークス誘致の失敗を教訓にしっかり課題を絞り込む必要があります。課題は何なのか、どうクリアしたら実現可能なのか、そこにどう調査費をつぎ込むのか。50%の実現はいまだロマンなのでしょうか。70から80%の可能性があればいいのでしょうか。

以上、甘木鉄道を朝倉市議会の視点から考えました。私は、この事業で朝倉市は大きく発展すると考えます。しかし、財政を厳しく問う中、ホークス誘致と同じ過ちは議会には許されません。今のままでは可能性はゼロだと考えます。事業主体の甘木鉄道と朝倉市、それに朝倉市議会も一緒になって知恵を出し、汗を出して、財源を用意して初めて可能性が出てくるものと祈念して、再考をすべきだと、反対討論いたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） この事業につきましては、皆さん御存じのとおり、将来の朝倉並びに沿線自治体の将来を左右するような事業であると、夢のある事業であると思えます。

そんな中、残念ながら国の事業採択はされませんでした。それを受けて単独でやろうという中で、さまざまなハードル、そのハードルが高いか低いか、きちんと検証して、正しい情報を収集しよう、共有しようとするものであると考えます。

我々が今後、この事業の今後につきまして判断するにつき、我々個人の知識の中で判断するものではなく、専門的な事業者の判断並びに調査を理由としながら、今後の判断をしなければならぬというものであると思えます。そのための専門的機関への依頼であると考えております。

しかも、本事業につきましては、取り組みは市単独ではなく、沿線自治体との協働の取り組みであることも考え、賛成とさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時55分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会から意見書案1件、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第91号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員、藤村君代の任期が平成28年9月30日に、原田洋子及び柿原茂信の任期が平成28年12月31日に満了することに伴い、新たに大内田一、永松睦子及び熊本みどりを人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものがあります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（浅尾静二君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 次に、意見書案について、提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） それでは、意見書案第1号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました28請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願の趣旨に沿いまして提出した次第です。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） お諮りいたします。発議案第5号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時59分休憩

---

午前11時59分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第91号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑ありませんか。14番梶原康嗣議員。

○14番（梶原康嗣君） 内容等々においても前回と何ら変わりはないと。（発言する者あり）失礼しました。後になっておりますので、後での討論で反対させていただきます。失礼しました。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第5号については質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第91号議案については会議規則第35条第3項の規定により、意見書案第1号及び発議案第5号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第91号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。14番梶原康嗣議員。

○14番(梶原康嗣君) 先ほどは失礼しました。少人数学級推進などの定数改善並びに義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元等においては、何ら内容等も変わっていないということで、反対とさせていただきます。以上です。

○議長(浅尾静二君) ほかにありませんか。3番佐々木明子議員。

○3番(佐々木明子君) 先ほどの意見でもおっしゃっていましたが、確かに朝倉市は人数の少ない学校も多ございます。でも、それだけに学校に配置されてる職員数というものはずごく減っております。そうすると一つの学校を経営する職員たちの負担というのは、物すごいものがあります。

ですから、この意見書に書いてありますように、国がその負担割合を2分の1に戻すことによって、そういった面においても改善されていくと思いますし、またそういった子どもたちのいろんな不登校の問題とか、そういったことに関しても、きめ細かな対応ができると思いますので、賛成いたします。

○議長(浅尾静二君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浅尾静二君) 賛成多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第5号については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第5号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、そ

の取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成28年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後零時5分閉会